

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ  
一

号外 (一) 平成三十年二月二十八日

## 告示

岐阜県告示第九十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 N (四) フルオロフェニル) N (一) フェネチルピペリジン 四 イル) イソブチルアミド及びその塩類 (通称四F iBF、四 FIBF、四 Fluoroisobutyryl fentanyl)
  - 2 N (四) クロロフェニル) N (一) フェネチルピペリジン 四 イル) イソブチルアミド及びその塩類 (通称四Cl iBF、四 Chloroisobutyryl fentanyl)
  - 3 N (一) フェネチルピペリジン 四 イル) N フェニルテトラヒドロフランニカルボキサミド及びその塩類 (通称Tetrahydrofuranylfentanyl、THFF)
  - 4 N (二) メトキシベンジル) Nメチル (一) (四) メチルフェニル) プロパンニアミン及びその塩類 (通称四 MMA NBOME)
  - 5 一 (三)・五 ジメトキシ 四 プロボキシフェニル) プロパンニアミン及びその塩類 (通称三CP)
- 二 指定の理由

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

平成三十年二月二十八日

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある  
と認められるため。

三 指定の効力が発生する日  
平成三十年三月一日

平成三十年二月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
号  
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
一  
岐 阜 文 芸 社